

# 諏訪市テニス協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、その名称を諏訪市テニス協会と称する。(以下「本会」という。)

(組織)

第2条 本会は、諏訪市内のテニス愛好者の団体によって組織する。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を総務部長方におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、テニスの普及振興及び競技力の向上と協会の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために、長野県テニス協会及び諏訪市体育連盟に加盟し、次の事業を行なう。

1. テニスの普及振興及び競技力向上及び指導者の育成。
2. テニス競技会、技術講習会、指導、教室の計画及び実施。
3. テニス施設の拡充と改善要望。
4. その他本会の目的達成に必要と認められた事業。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名
専門部	総務部長 1名	強化部長	1名
	競技部長 1名	ジュニア部長	1名
監事	2名		

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、理事長、副理事長、各専門部長、監事は理事会で選出する。

(役員職務)

- 第8条
1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
  3. 理事長は理事会の決議に基づき会務を掌理する。
  4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代理する。
  5. 総務部長は、本会の会計及び庶務に関することを処理する。
  6. 強化、競技、ジュニア部長は、専門部の担当事業を実施する。
  7. 監事は、本会の会計を監査する。

(団体代表理事)

第9条 各加盟団体は、団体代表理事を1名選出する。

団体代表理事は総会に出席し、本会の運営に関する事項を協議する。

(役員任期)

第10条 役員任期は特に定めず、欠員が生じたら補充するものとする。

(名誉会長・相談役・顧問)

- 第11条 1. 本会に名誉会長、相談役、顧問を置くことができる。  
2. 名誉会長、相談役、顧問は役員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。  
3. 名誉会長、相談役、顧問は必要に応じて役員会に出席し、意見を述べるることができる。

(その他)

- 第12条 本会は、長野県テニス協会に若干名の理事を推薦する。  
第13条 本会は、諏訪市体育連盟に若干名の理事（常任理事、理事）を推薦する。

## 第4章 会議

(会議)

- 第14条 本会に下記の会議を置く。  
1. 理事会  
2. 総会  
3. 専門部会

(理事会)

- 第15条 1. 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専門部長をもって組織する。  
2. 理事会は、本会の事業運営並びに収支に関する事項を協議する。

(総会)

- 第16条 1. 総会は、役員及び加盟団体代表理事をもって組織する。  
2. 総会は本会の最高議決機関であり、理事長が召集し議長となる。  
3. 定例の総会を毎年3月に開催する。  
4. 総会の成立は、理事の過半数の出席による。  
5. 出席理事の過半数をもって議決し、可否同数は議長の決するところとする。ただし第17条第3項に関しては、出席理事の3分の2以上をもってする。  
6. 加盟団体代表理事の3分の1以上から会議の目的事項を明示し請求があったとき、理事長はすみやかに臨時総会を召集しなければならない。

(総会の付議事項)

- 第17条 総会へは、次に掲げる事項を付議する。  
1. 事業計画及び収支予算に関する事項。  
2. 事業報告及び収支決算に関する事項。  
3. 規約の変更に関する事項。  
4. その他、本会の業務に関する事項。

## 第5章 専門部会

(専門部会)

- 第18条 第2章の目的及び事業を遂行するため、下記の専門部を設ける。  
1. 総務部  
2. 競技部  
3. 強化部  
4. ジュニア部

(組織・部員)

- 第19条 各部は、部長1名、副部長、部員若干名をもって組織する。  
各部の副部長、部員は本会員の中より部長が選出し、理事会の承認を得る。

(業務)

- 第20条 各専門部は、次の業務を処理執行する。  
1. 総務部 本会の会計及び庶務に関すること。  
2. 競技部 本会が開催する競技会の企画、運営、記録保持に関すること。

3. 強化部 ジュニアから一般までの強化に関する事業の推進及び指導者の育成に関すること。
4. ジュニア部 ジュニアの指導、育成に関すること。

## 第6章 加盟及び資格の喪失

### (加盟)

- 第21条 1. 本会への入会は、原則として10名以上の会員で組織する団体で加入する。  
2. 加盟団体は、毎年別に定める会費を納入し、名簿を提出する。  
3. 新規加入は、別に定める加入金を納入し、名簿を提出する。

### (資格の喪失)

- 第22条 以下の場合、理事会の承認又は決議により会員又は加盟団体の資格を失う。  
1. 加盟団体から脱会の申し出があったとき。  
2. 会費納入不履行のとき。  
3. 著しく本会の名誉を毀損したとき。  
4. 本会の運営が妨げになるとき。  
5. 本会規約規定に違反したとき。

## 第7章 会計

### (運営経費)

- 第23条 本会の運営経費は、会費、補助金、雑収入等によって運営する。

### (会費)

- 第24条 本会の会費の徴収については、次のとおりとする。

年会費 団体10,000円及び所属会員1名につき100円  
但し、登録会員数が20名未満のサークルについては、団体10,000円を  
5,000円とする。  
個人2,000円

### (会費の納入)

- 第25条 会費納入は4月1日とし、いったん納入した会費は一切返済しない。

### (手当、旅費)

- 第26条 本会の役員のうち、会長、理事長、総務部長、競技部長、強化部長、ジュニア部長、総務副部長及び監事には、手当を支給することができる。手当の額は、理事会に報告するものとする。

- 第27条 本会の用務により出張する場合は次の旅費及び手当を支給することができる。

- (1) 旅費 市外の会議等出席のみ実費を支給する。
- (2) 手当 会議等出席 2,000円

### (会計事務)

- 第28条 次に掲げる会計帳簿等を備え、発生したすべての事由を記入しなければならない。

1. 現金出納帳
2. 預金通帳
3. その他必要帳簿類

- 第29条 金銭の出納に際しては、出納の証拠となる書類と照合し、収納または支払いすると共に証拠となる書類は保管するものとする。

- 第30条 会計は、毎会計年度末日において、収入支出決算書を作成しなければならない。

- 第31条 会計は、収支決算書等を監事の審査に付し、監事の意見を付けて総会の承認を受けなければならない。

- 第32条 会計に係わる諸帳簿及び証拠書類の保存年限は3年とする。

- 第33条 本会に係わる慶弔に関しては、会長、副会長、理事長が協議しこれを行なう。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日におわる。

附 則 本規則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則 本規則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 本規則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則 本規則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 本規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則 本規則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 本規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 本規則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 本規則は、令和5年4月1日より施行する。